

かりける時、召ありてきり火をけと、我名をかくし題にて、歌つかふまつりて、是を給はれと仰事有ければ、とりもあへず、

宇治川の瀬々の白浪落たぎりひをけさいかによりまさるらん、とよみたりけり、めでさせ給ひけるとなん、

〔兵範記〕仁安三年十月廿日戊申、早旦參院、申明日雜事、○中輕幄北間敷、纏綱帖二枚、其上敷東京錦茵、爲平敷御座、東面其前居繪火桶、積炭副火箸、

〔徹書記物語〕一俊成はいつもす、けたる淨衣の上ばかりうちかけて、桐火桶にうちかゝりて案じ給ひしなり、かりそめにも、自由にふしたりなど案じたりしことはなし、

〔百練抄十五後十五嗟十五哦十五〕寛元元年十月廿四日、今日五節儉約事、爲頭左中辨時高朝臣奉行、被仰下五節所云、○中略

一出火桶可停止金銀銅飾等風流事

〔寶藏三〕火桶

こ、にひとつの掘出しもの有、其名を火桶といへり、其價おぼのへそくり錢を以て求るにもやすく、焔炭いさ、かふきたて、ひるはいだきてかきま龜し手をのぼし、よるはそひぶして凍る膚をあたゝめて、天下の老をやしなふにたれり、なを俊成卿は常になえたる装束をきて、桐火桶を手まさぐりて、和歌をながめ給へりしと、傳へさくこそなつかしけれ、其形をうつしとめて、今も人のもてはやせるは、よのつねのよりはいとちいさく侍るぞ、猶愛らしき姿なりけらし、

火桶には月花もなし老の友

火桶火丹學問青 詠吟可耻不亡靈 五條三位六條叟自稱 歌道主人連誹丁

〔芙蓉文集上〕火桶

園女